

廃第号 1 3 1 1 - 3
令和 4 年 1 1 月 2 1 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 1 4 条の 3 の 2 により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

| | |
|-------------------|--|
| 事業者の氏名又は名称 | 千葉県松戸市古ヶ崎二丁目 3 1 7 2 番地 株式会社斉藤材木（代表取締役 斉藤 徳三郎） （法人番号 4 0 4 0 0 0 1 0 3 9 5 1 8） |
| 許可の番号 | 第 0 1 2 0 0 1 4 1 3 1 0 号 |
| 処分の年月日 | 令和 4 年 1 1 月 2 1 日 |
| 処分の内容 | 産業廃棄物収集運搬業許可の取消し |
| 処分理由 〔該当条項を含む〕 | 株式会社斉藤材木は、破産手続開始の決定を受けたことにより、法第 1 4 条第 5 項第 2 号イで規定する法第 7 条第 5 項第 4 号ロに該当するに至ったことから、法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に該当する。 |

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684

廃第号 1 3 1 2 - 3
令和 4 年 1 1 月 2 1 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 1 4 条の 3 の 2 により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

| | |
|-------------------|---|
| 事業者の氏名又は名称 | 千葉県千葉市中央区浜野町 1 1 8 1 番地 小河原工業株式会社（代表取締役 小河原 暢彦） （法人番号 2 0 4 0 0 0 1 0 0 1 2 4 8） |
| 許可の番号 | 第 0 1 2 0 0 1 2 8 7 5 5 号 |
| 処分の年月日 | 令和 4 年 1 1 月 2 1 日 |
| 処分の内容 | 産業廃棄物収集運搬業許可の取消し |
| 処分理由 〔該当条項を含む〕 | 小河原工業株式会社は、破産手続開始の決定を受けたことにより、法第 1 4 条第 5 項第 2 号イで規定する法第 7 条第 5 項第 4 号ロに該当するに至ったことから、法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に該当する。 |

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684

廃第1313号-3
令和4年11月21日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

| | |
|-------------------|--|
| 事業者の氏名又は名称 | 千葉県木更津市請西東二丁目19番地3 有限会社ワタナベ建設（代表取締役 渡邊 憲一） （法人番号7040002069429） |
| 許可の番号 | 第01200137324号 |
| 処分の年月日 | 令和4年11月21日 |
| 処分の内容 | 産業廃棄物収集運搬業許可の取消し |
| 処分理由 〔該当条項を含む〕 | 有限会社ワタナベ建設の役員は、懲役刑に処せられた。 このことにより、同社は、法第14条第5項第2号ニに該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。 |

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684